

公立大学法人福知山公立大学委員会設置規程

(趣旨)

第1条 福知山公立大学に関わる事項を審議し、あるいは実施するため委員会を設置する。

(名称等)

第2条 委員会の種類及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 危機管理・人権・倫理委員会
- (4) SD委員会
- (5) 衛生委員会
- (6) メディアセンター委員会
- (7) 北近畿地域連携センター委員会
- (8) 市民学習・キャリア支援センター委員会
- (9) 防災・危機管理センター委員会
- (10) 国際交流センター委員会
- (11) 入試委員会
- (12) 教務委員会
- (13) 学生委員会
- (14) キャリアサポート委員会
- (15) FD委員会
- (16) 研究費不正使用防止対策委員会
- (17) 研究活動不正行為防止対策委員会

第3条 前条各号に掲げる委員会の委員長の選任は、教授会の議を経て学長が任命する。ただし、前条第1号から第5号まで及び第7号から第10号までの委員会の委員長を除く。

- 2 前条第1号から第5号まで及び第7号から第10号まで及び第16号の委員会の委員長は、学長が任命する。
- 3 前条第6号の委員会の委員長は、メディアセンター長をもって充てる。
- 4 前条第7号の委員会の委員長は、北近畿地域連携センター長をもって充てる。
- 5 前条第8号の委員会の委員長は、市民学習・キャリア支援センター長をもって充てる。
- 6 前条第9号の委員会の委員長は、防災・危機管理センター長をもって充てる。
- 7 前条第10号の委員会の委員長は、国際交流センター長をもって充てる。
- 8 前条第12号の委員会の委員長は、前条第15号の委員長を兼ねる。

9 前条第 16 号の委員会の委員長は、副学長をもって充てる。

10 前条第 17 号の委員会の委員長は、副学長をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の責務)

第 5 条 委員会は、それぞれの所掌事項に関して積極的に企画・立案し、実行し、その活動内容を自ら点検及び評価を行うものとする。

2 委員会で決定した事項は、委員会の責任において教授会に報告するなど、教職員に周知するものとする。

3 全学に影響し教育研究審議会での審議が必要な事項は、教育研究審議会の開催前の然るべき時期までに委員会が次条において総轄する者に報告し、それを受けて総轄する者が教育研究審議会に付議するものとする。

4 委員会の長は、活動内容等を取りまとめ、引き継ぐものとする。

(総轄)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる者は、同表右欄に掲げる委員会を総轄する。

役職名	委員会名
学長	自己点検・評価委員会、広報委員会、危機管理・人権・倫理委員会、SD 委員会、衛生委員会、研究費不正使用防止対策委員会、研究活動不正行為防止対策委員会
学部長	入試委員会、教務委員会、学生委員会、キャリアサポート委員会、FD 委員会
北近畿地域連携センター長 北近畿地域連携委員長兼ねる	北近畿地域連携センター委員会
メディアセンター長 メディアセンター委員長兼ねる	メディアセンター委員会
市民学習・キャリア支援センター長 市民学習・キャリア支援センター委員長兼ねる	市民学習・キャリア支援センター委員会
防災・危機管理センター長 防災・危機管理センター委員長兼ねる	防災・危機管理センター委員会
国際交流センター長	国際交流センター委員会

国際交流センター委員長兼ねる	
----------------	--

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、必要に応じて理事長が行う。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、防災・危機管理センター委員会及び国際交流センター委員会は、平成29年4月1日に設置することとする。

附 則

この規程は、平成28年6月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。